

12 鉱区税に関する調

区 分		総 鉱 区		非 課 税 鉱 区		課 税 対 象 鉱 区		調 定 額
		件 数	面積又は延長	件 数	面積又は延長	件 数	面積又は延長	
試掘鉱区	石油及び天然ガス鉱区	52	百アール 9,541		百アール		百アール	千円
	その他							
探掘鉱区	石油及び天然ガス鉱区							
	その他	50	9,123					3,649
砂鉱区	法附則第13条の規定の適用を受ける鉱区 法第180条第1項第2号に規定する鉱区							
合 計								3,649

13 狩猟税に関する調

区 分		狩猟者登録総件数	調定額(千円)
法 第 一 七 百 条 の 五 十 二 関 係	第1号に該当するもの (16,500円)	79	1,304
	法附則第32条の2第1項に該当するもの (16,500円*1/2)	32	262
	法附則第32条の2第2項に該当するもの (16,500円*1/2)	306	2,509
	第2号に該当するもの (11,000円)	4	44
	法附則第32条の2第1項に該当するもの (11,000円*1/2)	0	0
	法附則第32条の2第2項に該当するもの (11,000円*1/2)	28	154
	第3号に該当するもの (8,200円)	158	1,295
	法附則第32条の2第1項に該当するもの (8,200円*1/2)	65	267
	法附則第32条の2第2項に該当するもの (8,200円*1/2)	408	1,673
	第4号に該当するもの (5,500円)	9	49
	法附則第32条の2第1項に該当するもの (5,500円*1/2)	1	3
	法附則第32条の2第2項に該当するもの (5,500円*1/2)	18	49
	第5号に該当するもの (5,500円)	19	104
	法附則第32条の2第1項に該当するもの (5,500円*1/2)	1	3
	法附則第32条の2第2項に該当するもの (5,500円*1/2)	30	81
課税免除 法附則第32条第1項に該当するもの	44		
課税免除 法附則第32条第2項に該当するもの	0		
小 計	1,202	7,797	
第 二 項	(4,100円)		
	(2,700円)		
	第1号に該当するもの (2,000円)		
	(1,300円)		
	(1,300円)		
	(12,300円)		
	(8,200円)		
	第2号に該当するもの (6,100円)		
	(4,100円)		
	(4,100円)		
小 計			
合 計	1,202	7,797	